

2025年度（令和7年度）調査・研究開発助成 応募要項



当財団は、科学技術の振興を図り、国民生活の向上と国民経済の発展に貢献することを目的として、広く科学技術の研究開発のための助成を行うこととしている。

当財団の2025年度（令和7年度）における科学技術に関する調査・研究開発助成の応募は、次の要項による。

1. 助成の対象

独創的な科学技術の研究開発で、地域の産業又は中小規模の企業の発展に寄与するものを対象とする。但し、既に他の団体等より助成を受けている研究開発は除く。

研究開発内容は、一般に科学技術として捉えられるものであれば種別は問わない。

2. 助成金の額

原則として助成件数4件程度、助成金額1件につき200万円を限度とする。

3. 応募者の資格

原則として

(1) 地域産業、地場産業などの中小企業者及びその研究者、技術者。

(2) 大学及び公的研究機関の研究者等で、中小企業と連携して研究開発を行っている者。

4. 助成期間

助成の実施期間は、原則として助成決定の当該年度（2025年（令和7年）4月1日～2026年（令和8年）3月31日）とする。

5. 応募の方法

応募は、公募及び推薦とする。

推薦の場合、推薦者は当財団の役員及び評議員が適当と認めた者、または申請者の所属長とする。但し、当財団の選考委員会の委員は除く。

6. 応募の手続

応募者は、当財団所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ必ず郵送にて提出すること。

また、提出された申請書等は一切返却しない。

申請用紙は、[こちら](#)から。また、郵便による請求も受け付けている。

尚、当財団は申請書等から知り得た情報等については、他に漏らさない。

7. 選定

選定は、公募又は推薦された候補者の中から選考委員会が選考し、理事会が決定する。

尚、選考委員会の選考は、当財団の規程に基づき厳正中立に行われる。

8. 助成の決定通知

助成の内定者には2月中旬頃に文書にて通知する。

助成の決定通知は、対象者に3月下旬に文書にて行う。

9. 助成金の交付

助成金は、決定通知後、交付する。

10. 実施報告等

助成金の交付を受けた者は、助成実施期間終了後2カ月以内に所定の助成実施報告書及び助成金支出報告書を提出すること。

11. 成果の取扱い

助成実施過程において得られた産業所有権又は実施権等は、助成対象者に帰属する。

12. 助成決定の取消、中止及び返還

助成対象者が、次の各号のいずれかに該当した場合、又はその事実が判明した場合は、助成の交付決定を取り消す。助成対象者は直ちに交付金を返還すること。

(1) 虚偽の申し出又は報告がなされた場合

(2) 対象となる研究開発活動が中止された場合

(3) 当財団が定める助成実施報告書等の提出がなされなかった場合

13. 申請書の提出（原則として郵送）

提出期限： 2024年（令和6年）11月1日(金) 当日消印有効

提出先： 〒107-0052 東京都港区
赤坂4-13-5 赤坂オフィスハイツ270
一般財団法人内藤泰春科学技術振興財団 事務局

問合せ先： TEL 03-5545-6857

FAX 03-3585-7955

E-mail info@naito-zaidan.or.jp

◀ Back

◀ Top